

(労働金庫法施行規則の一部改正)

労働金庫法施行規則(昭和五十七年^{大蔵省}労働省^令第一号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号(記載上の注意を除く。)、別紙様式第二号から別紙様式第四号まで、別紙様式第五号(記載上の注意を除く。)^{及び別紙様式第六号から別紙様式第八号まで中「吾」を削る。}